

主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(以下「会社」という。)に雇用され、大型貨物自動車運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、業務中に集荷先で倒れ、C病院に救急搬送され、「脳内出血」(以下「本件疾病」という。)と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、休業補償給付を支給する旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、給付基礎日額を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

休業補償給付に関する処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した

○円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、本件処分における給付基礎日額は、請求人に実際に支給された賃金のみを算定の基礎としているが、未払の時間外・休日・深夜労働に係る割増賃金が算入されていないことから、本件処分は取消しを免れない旨主張している。

この点、労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金とは、原則として、これを算定すべき事由が発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金も含むと解されるどころ、請求代理人の主張が認められるかについて検討すると、以下のとおりである。

(2) 会社の賃金規程によれば、時間外勤務割増賃金、休日勤務割増賃金及び深夜勤務割増賃金（これらを併せて、以下「時間外割増賃金等」という。）については、「深夜長距離手当」として支給する旨定められている。一方、請求人の平成○年○月分から同年○月分（以下「算定期間」という。）の給与明細及び同添付の請求書をみると、請求人に支払われた「深夜長距離手当」の額は、①担当した貨物の重量区分・行先地域別の手当（以下「重量・行先手当」という。）、②帰り荷・倉移し手当、③船取り手当、④長距離深夜手当及び⑤主任手当の合計額となっていることが認められる。

当審査会としては、請求人に支払われた「深夜長距離手当」が、真に請求人の時間外、深夜及び休日労働の対価として支給されたものか否かについて確認する必要があると判断し、会社に対し同手当に係る質問を行うとともに、関係

資料の提出を求めた。

- (3) 会社提出の質問事項に対する回答及び添付資料によれば、「深夜長距離手当」を構成する上記①「重量・行先手当」については、配送する貨物の重量と配送先までの距離に応じて定額が定められているものと認められるところ、おおむね走行距離に相関する形で金額が設定されている。当審査会では、同手当の趣旨及びその金額について精査したところ、労働時間との相関性は否定し得ないものであり、また、中長距離を運行する大型貨物自動車の運転という業務の特性も勘案すると、こうした算定方法による時間外割増賃金等の支払について、これを一律に無効であるとは断定し難く、実際の勤務実績に伴う時間外割増賃金等を上回る限りにおいては、一定の合理性は認められると判断するものである。

一方、上記④「長距離深夜手当」については、出勤日数が〇日以上であれば、月当たり定額（〇円）が支給されるものとなっており、会社は「重量・行先手当とは別に、労務の対象として上乘せ分として支給している」と説明していることからすると、時間外労働等の対価として支給されたものとは判断し得ないものである。さらに、上記⑤「主任手当」については、就労状況に直接関係なく月〇円が定額として支払われているものであり、これも時間外労働等の対価として支給されたものとは認められない。

なお、上記②「帰り荷・倉移し手当」及び上記③「船取り手当」については、支給基準など詳細が不明であるが、何らかの特別な作業に従事した場合の手当であるとする、そのような作業に伴う時間外労働等に対する対価である可能性も否定できない。

以上のことからみると、少なくとも「長距離深夜手当」及び「主任手当」は、時間外労働等に対する対価とは認められず、請求人に既に支給された時間外割増賃金等は「深夜長距離手当」から「長距離深夜手当」及び「主任手当」を除いた額とみるのが相当であり、したがって、実際の勤務実績に伴う時間外割増等の算定に当たっては、「長距離深夜手当」及び「主任手当」を割増賃金の算定基礎に算入すべきものとなる。

- (4) そこで、当審査会において、算定期間における請求人の時間外割増賃金等を「長距離深夜手当」及び「主任手当」を算定基礎に算入した上で、運転日報等を基に再計算すると、少なくとも平成〇年〇月分は〇円、同年〇月分は〇円、同年〇月分は〇円となる。

一方、請求人に既に支給されている時間外割増賃金等は、「深夜長距離手当」から「長距離深夜手当」及び「主任手当」を除いた額とされ、同年○月分は○円、同年○月分は○円、同年○月分は○円となっている。

そうすると、同年○月分及び同年○月分については未払分の時間外割増賃金等があることとなり、同未払分の時間外割増賃金等を算入すると、請求人の給付基礎日額は、監督署長が算出した○円を超えるものとなることは明らかである。

(5) 以上のとおり、本件処分は取消しを免れないものであり、監督署長は、各手当について調査を尽くしてその性格を明らかにし、請求人の労働実態を踏まえた上で、請求人の給付基礎日額を算定する必要があることを付言する。

3 結 論

以上のとおりであるから、請求人の給付基礎日額は○円を超えるものと認められ、したがって、本件処分は失当であって、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。